

国民健康保険税は 忘れずに納期内に納めましょう

**国保税は
納期内に納めましょう**

国民健康保険税(国保税)を納めないで放置していると、保険証の有効期限が短くなったり、差し押さえなどの滞納処分を受けることとなります。

国保税は、みなさんの医療費を病院などに支払うためのたいせつな財源です。忘れずに納期内に納めてください。

納めなかった場合

- ① 保険証の有効期限が短くなります。
 - ② 納税の督促や催告に応じなかった場合、保険証に代えて被保険者資格証明書を交付します。
- ※被保険者資格証明書とは、国保の資格を証明するだけのものです。

のです。医療費は、いったん全額自己負担となります。

③ 高額療養費などの保険給付が差し止めになります。

所得の申告はお済みですか

国保の加入者は、収入がない場合でも所得の申告が必要です。まだ申告がお済みでない人は、申告書の提出をお願いします。

※詳しくは広報「いとしま」1月15日号をご覧ください。

**納められないときは
早めのご相談を**

納期限までに納付することが難しい場合は、そのまま放置せず、速やかに糸島市収税課にご相談ください。

糸島市収税課
☎(332)1111



**平成24年度の
国民年金保険料額
お知らせ**

平成24年4月から平成25年3月までの保険料は次表のとおり

■平成24年度 国民年金保険料 納入額早見表 (単位:円)

平成24年度	1か月分		6か月分		1年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	14,980	—	89,880	—	179,760	—
毎月振替【早割】 (当月末振替の口座振替)	14,930	50	89,580	300	179,160	600
6か月前納(現金納付)	—	—	89,150	730	178,300	1,460
6か月前納(口座振替)	—	—	88,860	1,020	177,720	2,040
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	176,570	3,190
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	175,990	3,770

です。

※クレジット納付では、毎月振替(早割)は利用できません。

また、6か月前納、1年前納の割引額は現金納付の割引額と同じです。

学生の保険証 更新のお知らせ

**国民健康保険(国保)
学生の保険証の更新**

糸島市外に居住している(住民票を移している)学生で、糸島市国民健康保険に加入している人は、保険証の更新手続きが必要です。

更新手続きに必要なもの

- ① 国保の保険証
- ② 学生証や在学証明書など、学生であることを証明できる書類(コピー可)

窓口の混雑について

窓口では、できる限りお待たせしないよう、迅速な対応、処理に努めていますが、週の始めなど曜日により待ち時間が長くなる場合があります。

また、3月、4月は異動の多い時期でもありますので、お時間に余裕をもってお越しください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※二丈・志摩支所の各総合窓口課でも各種届け出や申請の受け付けを行っています。

問い合わせ 糸島市国保年金課
☎(332)2071

③ 印鑑
受付期間
3月15日(木)～4月13日(金)
受付場所
糸島市国保年金課、二丈・志摩支所の各総合窓口課
※糸島市に居住している家族も手続きできます。

※更新手続き後に保険証をお渡しします。保険証の先渡しはできませんので、必ず期限内に手続きをしてください。

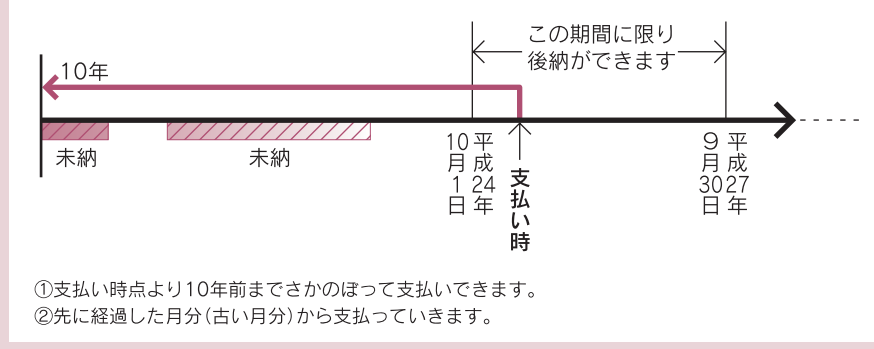
**過去10年以内に
国民年金保険料の
納付漏れがある人は**

現在、未納の国民年金保険料をさかのぼって納めることができるのは、過去2年分までとなっています。ただし、平成24年10月1日から3年間に限り、過去10年分までさかのぼって納められるようになります。

保険料の納付は10年以内の保険料未納期間のうち古い期間から順番に納めていただくことになります。3年度以上さかのぼって保険料を支払う場合は加算金がかかります。

※老齢基礎年金を受給している人などは対象になりません。

※支払い方法など詳しい内容は今後お知らせしていきます。



**平成23年度の
国民年金保険料を
未納のままにしませんか**

平成23年4月～平成24年3月分の学生納付特例申請を希望する人で、申請がまだの人は、至急手続きを行ってください。

申請期限 平成24年5月1日(火)

申請場所 住民票のある市町村役場の年金担当部署または、年金事務所

持っていくもの

年金手帳・学生証(在学証明書)

※代理申請の場合は、印鑑、代理人の身分証明書、委任状が必要です。

